

県土第03-173号

令和7年12月4日

各発注機関の長様

県土整備部理事

(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

債務負担工事における前払金の取扱について（通知）

近年の労務費や資材価格の高騰に伴い建設企業の資金需要が高まっていることや、変更契約及び出来高検査に係る事務量を削減し業務効率化を図るため、債務負担行為に係る契約における建設工事請負契約書の条項第41条第3項に基づく前払金（及び中間前払金）の取扱を以下のとおり定めましたので通知します。つきましては、前述の趣旨をご理解いただき積極的に活用していただきますようお願いします。

記

1. 債務負担工事における前払金の取扱

建設工事請負契約書の条項第41条第3項に基づく前払金（及び中間前払金）を適用できる期間は、通年とします。

2. 適用時期

令和8年1月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用します。

3. 周知方法

1) 特記仕様書

この適用を受ける案件は、別添1「契約条件等」を特記仕様書に添付（記載）し、入札参加者への周知をお願いします。

2) 入札情報サービス（PPI）

この適用を受ける案件は、別添2「2か年以上にわたる工事請負契約の前払金の取り扱いについて」を添付し、入札参加者への周知をお願いします。

3) 掲示・配布等

別添3「お知らせ」の事務所における掲示・配布等により入札参加者への周知をお願いします。

4) 前払金請求額記載シート

受注者から前払金請求額を聞き取る際のツールとして「前払金請求額記載シート」を適宜ご活用ください。

事務担当：県土整備部建設業課
入札制度班
TEL 059-224-2723

【参考】

第41条第3項を適用する場合

同項を適用することで、R7とR8の前払金相当分を含めて前払金を支払うことができます。

また、適用に当たっては、同項の規定により翌年度分の前払金を含めて支払う旨を設計図書に定める必要がありますので、特記仕様書に別添1「契約条件等」を添付（記載）していただきますようお願いします。

（前払金支払いイメージ）

第41条第1項を適用（現行）

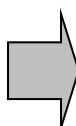
年度	年度割	前払金
R7	40	16
		8
R8	60	
計	100	24

$$R7 \text{ 前払金} = R7 \times 40\% \text{ 以内}$$

$$40 \times 0.4 = 16$$

$$\text{中間前払金} = R7 \times 20\% \text{ 以内}$$

$$40 \times 0.2 = 8$$



第41条第3項を適用

年度	年度割	前払金
R7	40	40
R8	60	20
計	100	60

$$R7 \text{ 前払金} = (R7+R8) \times 40\% \text{ 以内}$$

$$(40+60) \times 0.4 = 40$$

$$R8 \text{ 中間前払金} = (R7+R8) \times 20\% \text{ 以内}$$

$$(40+60) \times 0.2 = 20$$

これまで、「公共工事契約の実務（出版：新日本法規・監修：国土交通大臣官房会計課）」に記載されている取扱に基づき、1月～3月に契約を締結する案件は、その年度の年割額の範囲内で支払いができる場合に限り、契約を締結した年度に翌年度の前払金相当分を含めて前払金を支払うことができるとされてきましたが、資金需要の高まりや業務効率化のため、通年で適用できることとしました。

第41条第1項とは

第1項は、受注者は、契約直後にまとめて請負代金額の全体の一定割合の前払金を請求することができず、会計年度毎に、その年度の出来高予定額の一定割合の前払金を請求しうるにとどまることを規定しています。（公共工事標準請負契約約款の解説より）

第41条第3項とは

第3項は、初年度と翌年度について第1項の特則を置き、初年度に支払うべき前払金の額に翌年度に支払うべき前払金の額を加えた額を初年度に前払金として請求することができるとしています。そして、翌々年度目以降（3年度目以降）については、第3項の特則が適用されないので、第1項の規定にしたがって、会計年度毎の出来高予定額の一定割合の前払金を請求できることとなります。（公共工事標準請負契約約款の解説より）